

地方公共団体の公金収納に係る eLTAXの活用について

総務省自治行政局行政課

地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用（対象公金の範囲）について（案）

- eLTAXを活用した公金納付は、納付者の利便性向上、金融機関・地方公共団体の事務処理の効率化に資するものであり、積極的に推進。
- 今後、以下の内容にて関係府省庁連絡会議で方針決定を行い、地方公共団体に対し、説明会・意向調査などを通じて意見聴取を行った上で、関係省庁で連携して要請を行う。

◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村をいう。以下同じ）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの

- ・ 普通会計に属する全ての公金
- ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料

→ 多くの団体で共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせてeLTAXを活用した納付が可能となることも踏まえ、幅広い公金についてeLTAXを活用した納付を可能とすることを要請

➤ 特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とすることを重点的に要請

① いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金

- ・ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

→ システム標準化対象事務であり、標準仕様書にeLTAXを活用した納付を可能とすることを規定

サンプル調査によれば、地方税+この3公金で、市町村の公営企業を除く全会計に属する公金の9割（公営企業を含めると7割）を占める

② その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金

- ・ 公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金

（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

開始時期：遅くとも令和8年9月までに開始を目指す

「税目・料金（納付区分）」の空き番号が限られていることについて

論点

- マルチペイメントネットワーク（MPN）上のデータ処理や地方公共団体側におけるデータ処理を行うため、eLTAXで収納する公金は「税目・料金」として3桁の番号で科目管理を行うこととなる。空き番号には限りがあるが、多様な公金科目についてどのように付番するか。

■ 地方税統一QRコード格納項目



項番	項目
01	仕様バージョン（JPQR関係）
02	静的・動的フラグ（JPQR関係）
03	宛先情報（JPQR関係）
04-1	チェックディジット
04-2	地方税共同機構の口座番号
04-3	払込金額
04-4	払込手数料の加入者負担／払込者負担
04-5	機関ID（収納機関番号）
04-6	印紙税の要否の別
04-7	税目・料金（納付区分）
04-8	拡張領域
04-9	チェックディジット（JPQR関係）

項番	項目
04-10	案件特定キー
04-11	確認番号
04-12	eLTAX利用領域
04-13	団体番号
04-14	税務事務所コード
04-15	拡張領域
05	課税年度
06	対象年度
07	期別
08	納期限
09	支払期限
10	拡張領域
11	チェックディジット（JPQR関係）

対応案

- 「税目・料金」は、MPN側で既に付番されている科目は当該付番を踏襲する。
- 付番されていないものについては、新たに付番を行う。全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことを可能とする公金は個別に付番し、そのほかは「項」レベルで付番する。
- 【具体的な付番イメージ】
 - 現行の付番を踏襲：国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料
 - 新規付番：道路占用料、行政財産使用料、港湾占用料、河川占用料（左記以外の）分担金、負担金、使用料、手数料、その他公金
- なお、地方公共団体の側で、上記に加えて、さらに詳細な区分管理が必要となる場合は、eL-QR格納項目のうち「案件特定キー」を地方公共団体が独自のルールで区分管理することにより対応する。

MPN統一の税目・料金番号体系における付番（案）

税目・ 料金番号	名称（仮）	略称名（仮）			
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内
201	水道使用料	水道料	水道料金	スイドウ	スイドウリョウ
202	下水道使用料	下水道料	下水道料金	ゲスイドウ	ゲスイドウリョウ
203	水道使用料・下水道使用料	上下水道	上下水道料	ジヨウゲスイ	ジヨウゲスイ
204	国民健康保険料	国保料	国民健保料	コクホリョウ	コクホリョウ
205	介護保険料	介護保険	介護保険料	カゴホケン	カゴホケンリョウ
206	後期高齢者医療保険料	後期高齢	後期高齢者	コキコウレイ	コキコウレイシヤ
207	道路占用料	道路占用	道路占用料	ドウセンリョウ	ドウセンリョウ
208	行政財産使用料	財産使用	財産使用料	サイサンリョウ	サイサンリョウ
209	港湾占用料	港湾占用	港湾占用料	コワンセンリョウ	コワンセンリョウ
210	河川占用料	河川占用	河川占用料	カヘンセンリョウ	カヘンセンリョウ
215	分担金	分担金	分担金	バンタンキン	バンタンキン
216	負担金	負担金	負担金	フタンキン	フタンキン
217	使用料	使用料	使用料	シヨウリョウ	シヨウリョウ
218	手数料	手数料	手数料	テスリョウ	テスリョウ
219	その他公金	その他	その他公金	ソノタコウキン	ソノタコウキン

※201「水道使用料」から206「後期高齢者医療保険料」までは、現行の付番を踏襲

※219「その他公金」を汎用的な税目・料金番号として運用することを想定

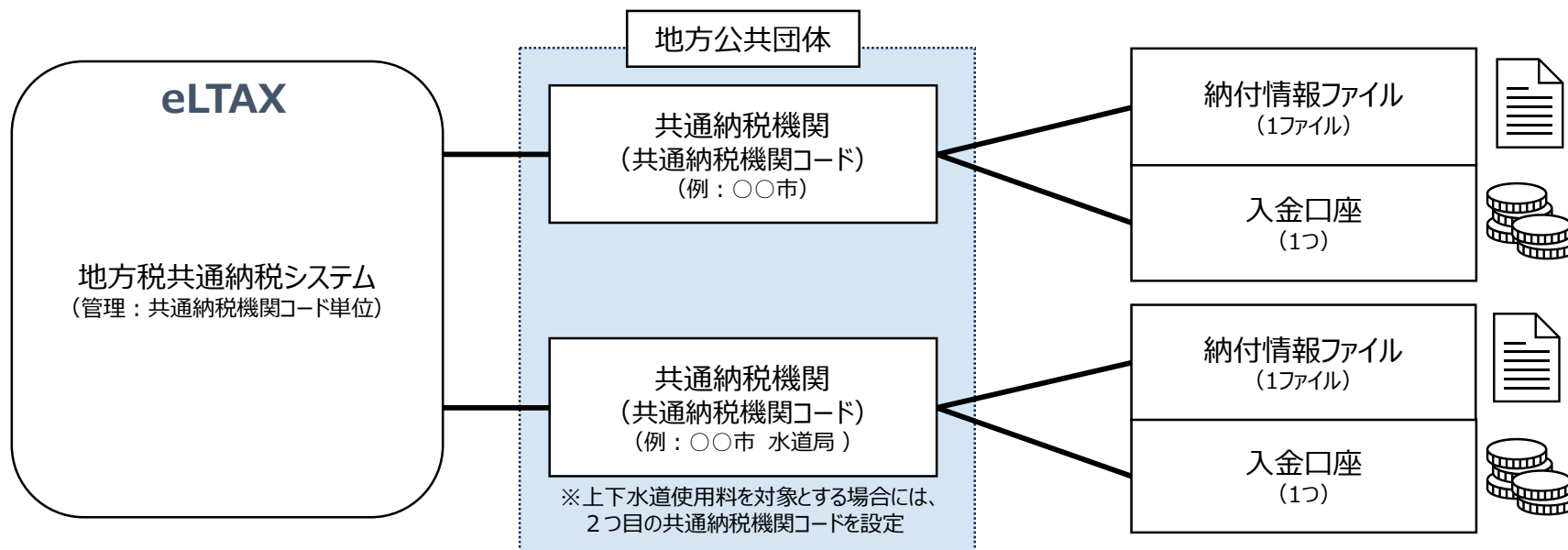
※今後、地方公共団体のニーズ等も踏まえながら最終的に判断。

「共通納税機関コード」「納付情報ファイル」「入金口座」の設定数について

論点

- 現行、eLTAX側システムから地方公共団体側のシステムへの情報の送付は、1 団体につき 1 共通納税機関コード・1 納付情報ファイル・1 入金口座を設定することにより行われている。
- 地方税以外の公金もeLTAXで取扱う場合、各公金の入金口座の状況によっては、複数の共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座を設定する必要があるが、システムへの負荷が高まる可能性がある。

■ 共通納税機関コードの付番ルール



対応案

- 1 団体につき、現行の地方税に係るものを含め、原則 2 つまで「共通納税機関コード・納付情報ファイル・入金口座」を設定することを許容する。
- 具体的には、1 団体に 1 つの共通納税機関コードの設定を基本とした上で、上下水道使用料を対象とする場合には、2 つ目の共通納税機関コードを設定することを想定している。
※今後、地方公共団体のニーズや費用等の観点も踏まえながら最終的に判断。